

令和5年11月29日

仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について

～男性の一般職国家公務員の育児休業取得率は初めて7割超え～

人事院は、仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、令和4年度における一般職の国家公務員の育児休業等、介護休暇等及び配偶者同行休業の取得実態について調査を実施しました。

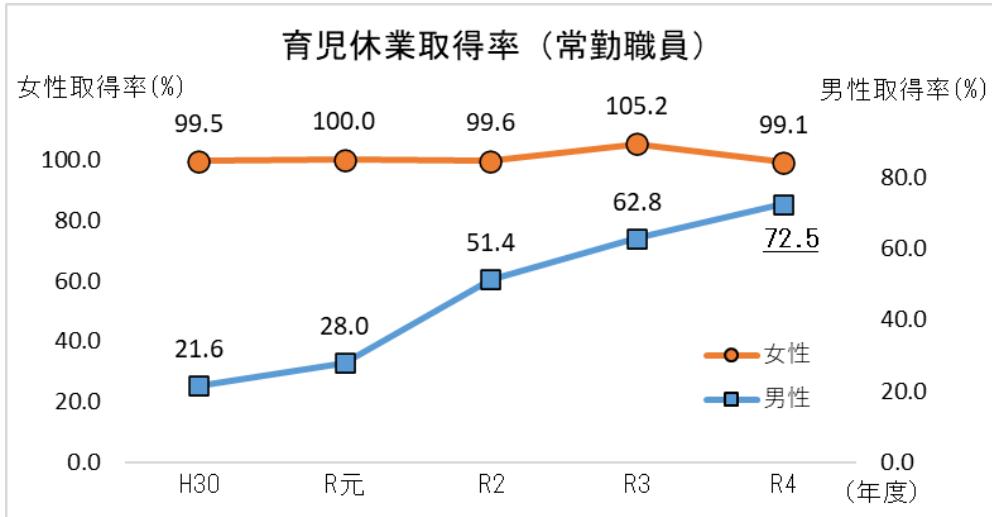
調査結果のポイントは、次のとおりです。

◇ 育児休業等実態調査

1 育児休業

～一般職の男性職員の育児休業取得率は過去最高の72.5%～

- 令和4年度に令和4年度以前に生まれた子についての最初の育児休業（以下「最初の育児休業」という。）を取得した常勤職員は6,043人
うち男性は4,057人で取得率72.5%、女性は1,986人で取得率99.1%

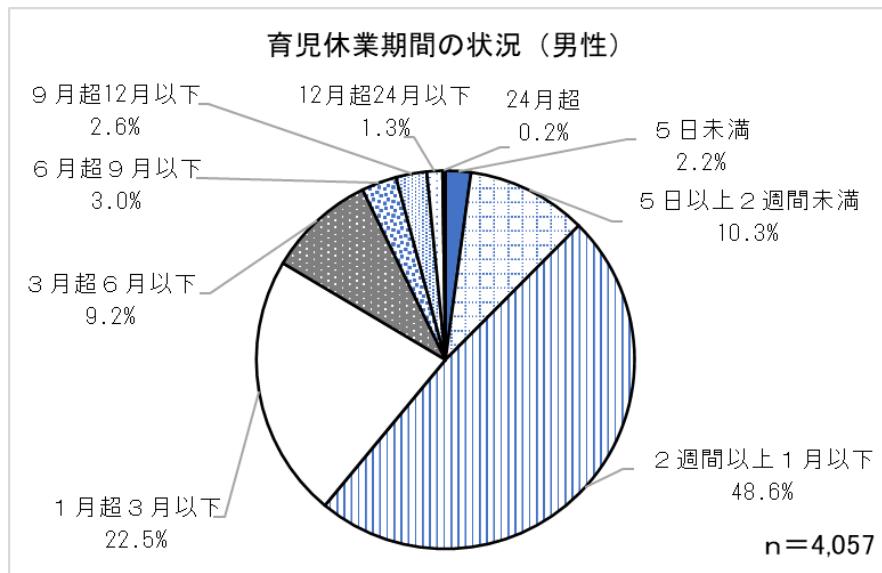


(注) 令和4年度の「取得率」は、令和4年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に最初の育児休業をした職員数（b）の割合（b／a）。

(b)には、令和3年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和4年度になって最初の育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

～一般職の男性職員の育児休業期間は2週間以上が87.6%～

- 令和4年度に最初の育児休業を取得した常勤の男性職員が令和4年度に取得した休業期間の合計は、「2週間以上1月以下」が48.6%と最も多く、次いで「1月超3月以下」が22.5%となっており、2週間以上が87.6%

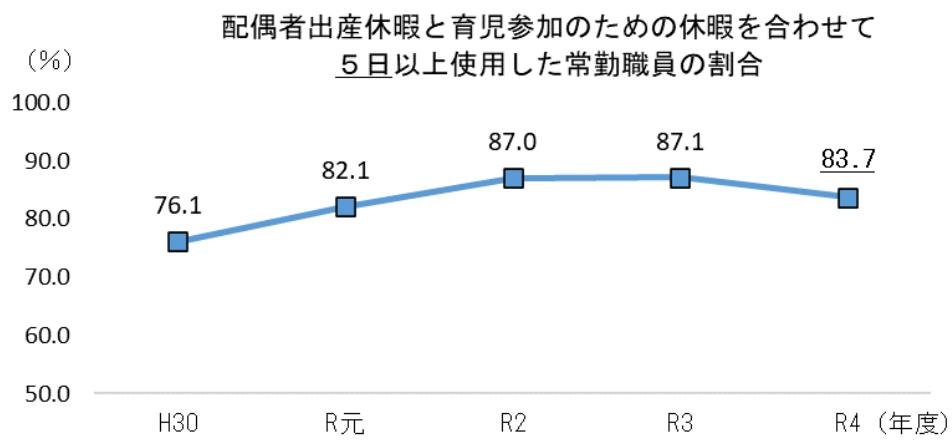


- (注) 1 令和4年度中に同一の子について2回以上育児休業をした期間がある職員は、当該期間を合算した期間。
- 2 月数計算は育児休業取得日数を30で除し小数点第2位で四捨五入した値で計上しており、例えば育児休業を31日取得した者は「2週間以上1月以下」の区分に含まれる。

2 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（男性職員のみ対象）

～両休暇を合わせて5日以上使用した職員の割合は、83.7%～

- 配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した常勤の男性職員は4,699人で、令和4年度に子が生まれた同職員に占める割合は83.7%



(注) 1 「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）

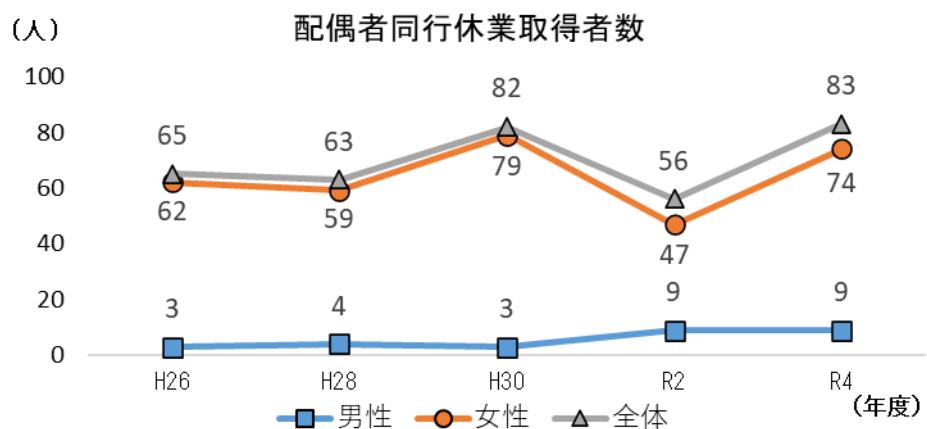
2 「育児参加のための休暇」は、妻の産前期間から子の出生日以後1年を経過するまでの間に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）

◇ 配偶者同行休業実態調査

～新たに配偶者同行休業をした職員は83人で、平成30年度と同水準～

○ 令和4年度に新たに配偶者同行休業をした常勤職員は83人（男性9人、女性74人）で、前回調査（令和2年度）に比べ、27人増加（男性同数、女性27人増加）

(注) 「配偶者同行休業」は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするために休業をすることができる制度



(注) 1 「育児休業等実態調査」及び「配偶者同行休業実態調査」の対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び国家公務員の配偶者同行休業に関する法律が適用される一般職国家公務員で、行政執行法人職員を含む。

2 「介護休暇等使用実態調査」の対象は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が適用される一般職国家公務員で、行政執行法人職員は含まない。

また、常勤職員の介護休暇等については、令和4年における使用実態を調査している。

以 上

問合せ先	職員福祉局 同 セ ー ス	職員福祉課長 企画官 電話 03-3581-5311 (内線2574) 03-3581-5336 (直通)	西 桜子 永島 涼太
------	---------------------------	--	---------------

I 育児休業等実態調査の結果

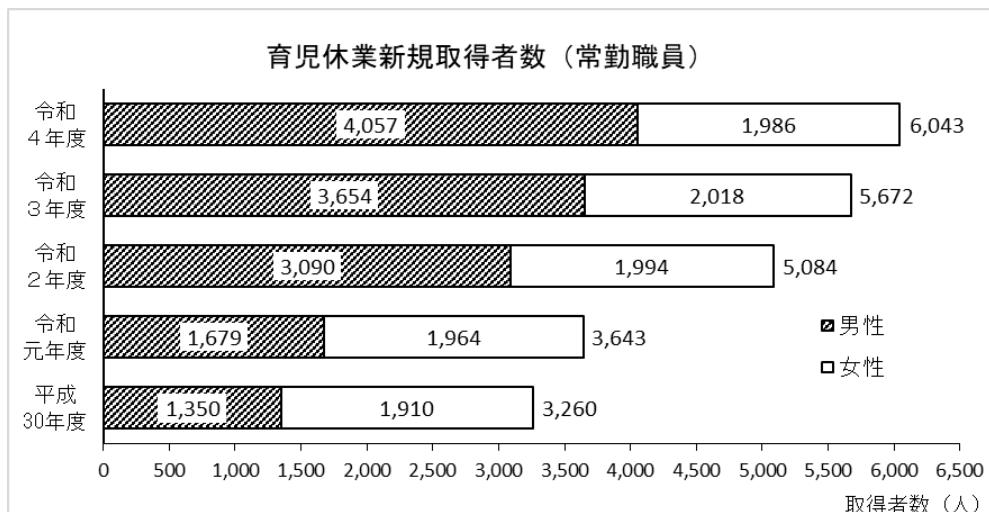
1 育児休業の取得状況

(1) 取得者数及び取得率

令和4年度に令和4年度以前に生まれた子についての最初の育児休業（以下「最初の育児休業」という。）を取得した常勤の一般職国家公務員（以下「常勤職員」という。）は、6,043人（男性4,057人、女性1,986人）となっており、前年度に比べ371人増加（男性403人増加、女性32人減少）しています。また、令和4年度に育児休業をした期間がある常勤職員は、9,218人（男性4,527人、女性4,691人）となっています。

令和4年度に最初の育児休業を取得した非常勤の一般職国家公務員（以下「非常勤職員」という。）は、303人（男性20人、女性283人）となっており、前年度に比べ3人減少（男性13人増加、女性16人減少）となっています。また、令和4年度に育児休業をした期間がある非常勤職員は、397人（男性22人、女性375人）となっています。

（注） 「育児休業」は、3歳に達するまでの子（非常勤職員については原則として1歳に達するまでの子）を養育するために休業をすることができる制度。



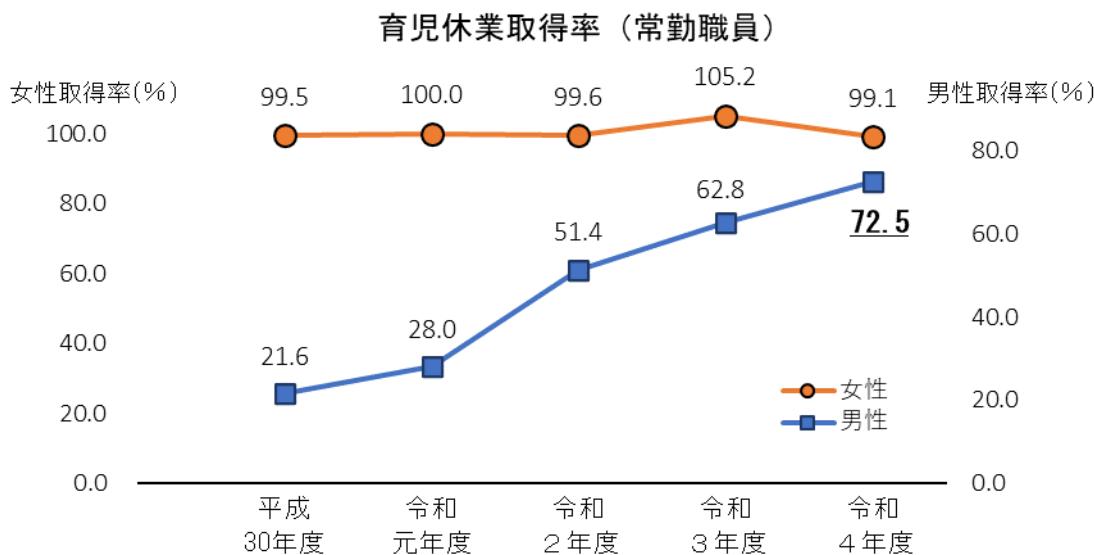
育児休業新規取得者数(非常勤職員)

(人)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
男性	20	7	8	6	13
女性	283	299	268	250	283
全体	303	306	276	256	296

（注） 「新規取得者」とは、調査年度に調査年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した職員をいう。

常勤職員の育児休業取得率を見ると、男性72.5%、女性99.1%となっています。前年度に比べ、男性は9.7ポイント増加、女性は6.1ポイント減少（前年度 男性62.8%、女性105.2%）となっており、男性職員の育児休業取得率は過去最高となっています。



(注)(1) 令和4年度の「取得率」は、令和4年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に最初に育児休業をした職員数（b）の割合（ b/a ）。（b）には、令和3年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和4年度になって最初の育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和3年度の「取得率」も同様。

(2) 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が可能となった職員数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（ b/a ）。（b）には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和元年度以前の「取得率」も同様。

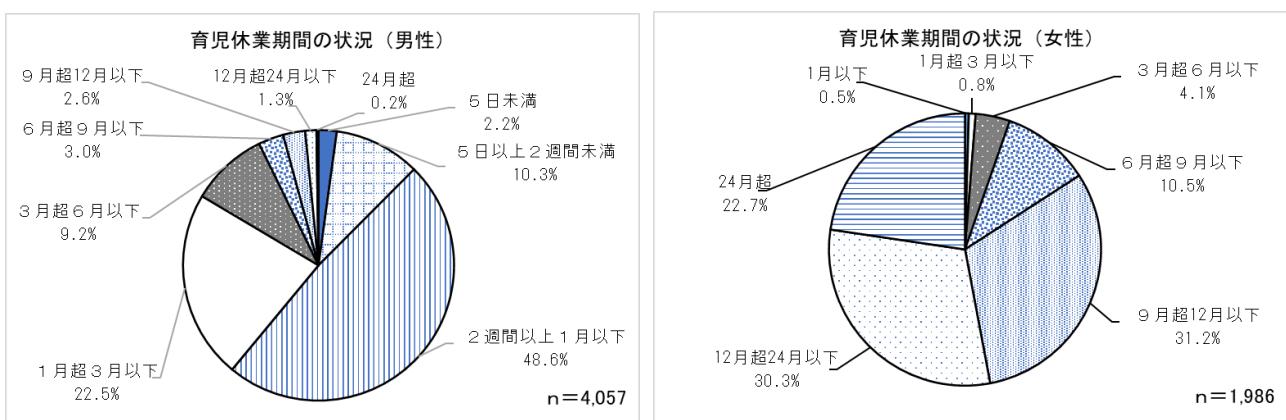
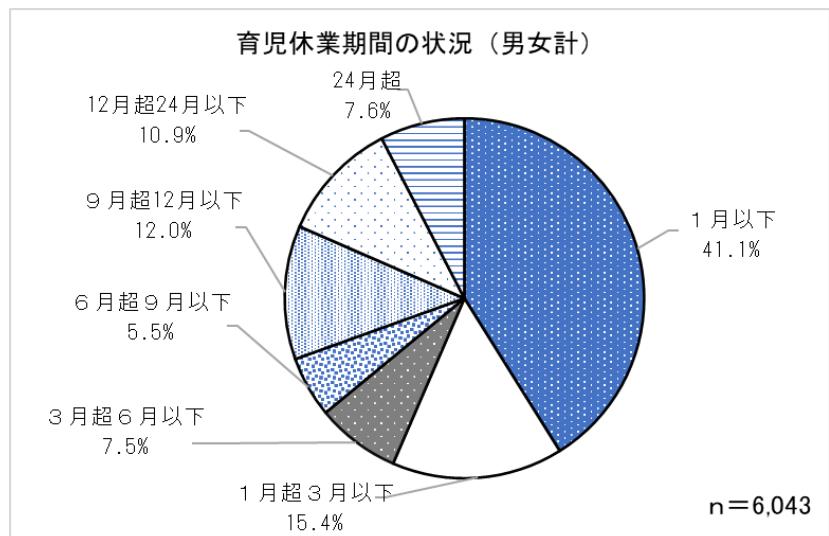
非常勤職員の育児休業の取得率を見ると、男性87.0%、女性100.0%となっています。

(2) 育児休業取得者の育児休業期間

令和4年度に最初の育児休業を取得した常勤職員の休業期間（令和4年度に2回以上の育児休業をした期間がある常勤職員にあっては、当該期間を合算した期間。）の平均は、6.8月（男性2.0月、女性16.7月）（前年度 全体7.1月（男性1.8月、女性16.7月））となっています。

休業期間の分布状況を見ると、「1月以下」が41.1%と最も多く、次いで「1月超3月以下」が15.4%、「9月超12月以下」が12.0%となっています。

(注) 育児休業は子が3歳に達するまで取得可能な制度であり、令和5年度以降も取得する場合がある。



(注)(1) 令和4年度に2回以上の育児休業をした期間がある常勤職員にあっては、当該期間を合算した期間。

(2) 各内訳の割合は、四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある（以下同じ）。

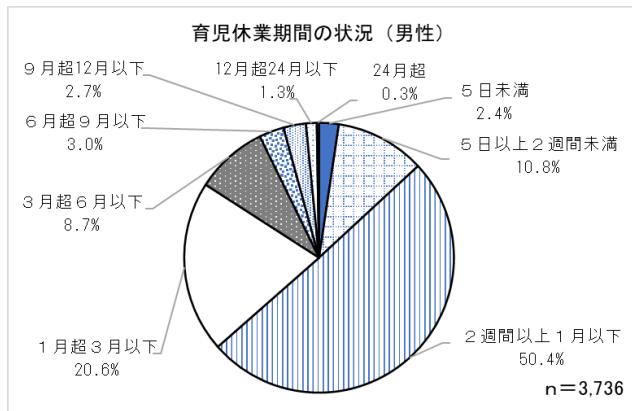
休業期間の分布状況を男女別に見ると、男性は「2週間以上1月以下」の職員が48.6%（前年度 50.0%）と最も多く、次いで「1月超3月以下」が22.5%（昨年度 17.9%）となっており、2週間以上が87.6%（昨年度 80.1%）となっています。女性は「9月超12月以下」が31.2%（前年度 31.5%）と最も多くなっています。

また、令和4年度に最初の育児休業をした常勤職員のうち、令和4年度に育児休業を2回以上取得した職員は全て男性職員となっており、男性職員の育児休業取得回数別の人�数は、1回が3,736人、2回以上が321人となっています。

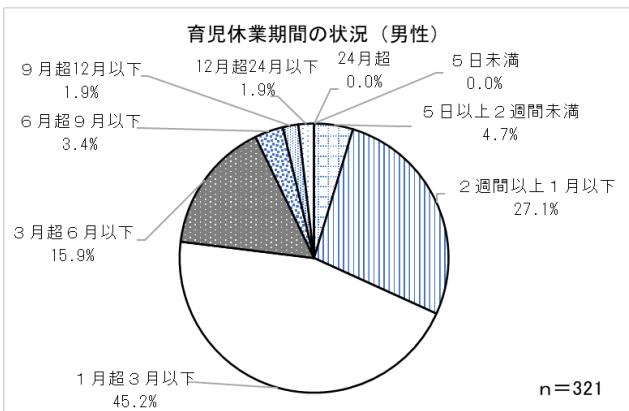
また、男性職員について育児休業取得回数別の休業期間の分布状況を見ると、2週間以上の職員の割合は、1回が86.9%、2回以上が95.3%となっています。

男性職員の育児休業取得回数別の休業期間の状況

【育児休業取得回数：1回】



【育児休業取得回数：2回以上】



(注)(1) 育児休業期間については、令和4年度に取得した育児休業期間を合算した期間。

(2) 令和4年度に育児休業取得回数が2回以上の女性はいない。

新規取得者の取得回数別平均取得期間及び取得者数（常勤職員）

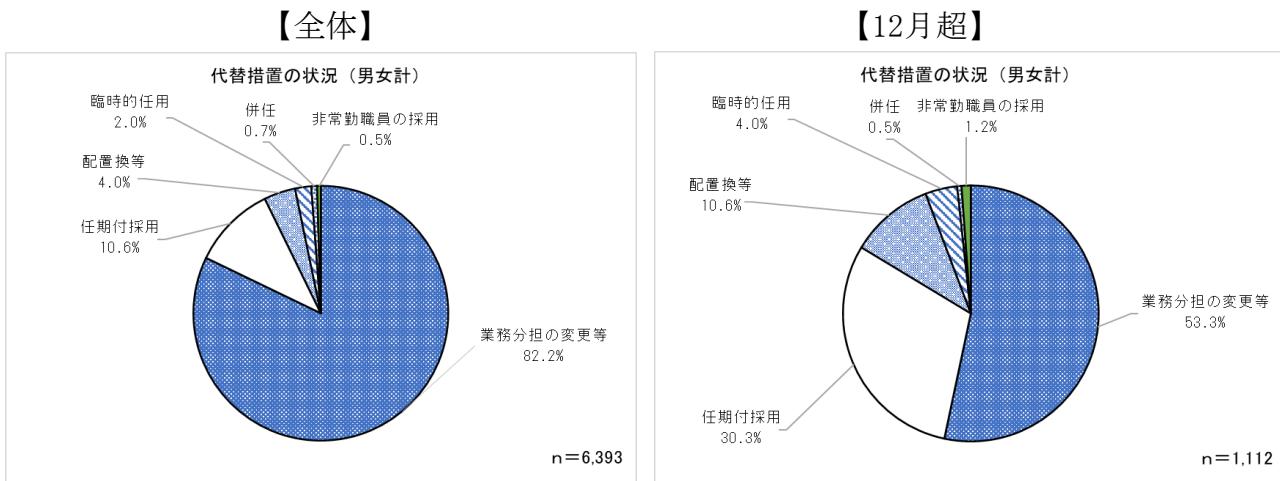
平均取得期間：（月） 取得者数：（人）

平均取得期間		取得回数												合計	
		1回			2回			3回			4回				
		全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性		
1回目	7.1	2.0	16.7	0.8	0.8	-	0.5	0.5	-	0.4	0.4	-	6.7	1.9	16.7
2回目				1.6	1.6	-	0.7	0.7	-	0.6	0.6	-	1.5	1.5	-
3回目							2.0	2.0	-	0.7	0.7	-	1.8	1.8	-
4回目										0.6	0.6	-	0.6	0.6	-
計	7.1	2.0	16.7	2.4	2.4	-	3.2	3.2	-	2.2	2.2	-	6.8	2.0	16.7
取得者数	5,722	3,736	1,986	295	295	0	23	23	0	3	3	0	6,043	4,057	1,986

(3) 育児休業取得者の取得期間別代替措置

令和4年度に最初の育児休業を取得した常勤職員の取得期間別の代替措置の状況（令和4年度に2回以上の育児休業を取得した職員にあっては、それぞれの育児休業期間における代替措置の状況）を見ると、「業務分担の変更等」が最も多く、次いで「任期付採用」となっています。

取得期間が「12月超」の場合も同様ですが、「業務分担の変更等」の割合が減少し、任期付採用等の割合が増加しています。



(4) 職務復帰等の状況

令和4年度に育児休業を終えた常勤職員のうち、育児休業中の離職等により職務復帰しなかった者の割合は0.6%となっており、育児休業を終えた者99.4%（前年度99.1%）が職務に復帰しています。

2 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(1) 配偶者出産休暇

令和4年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、令和4年度に配偶者出産休暇を使用した職員の割合は92.1%（5,173人）（前年度92.2%（5,520人））、平均使用日数は1.9日（前年度1.9日）となっています。

令和4年度に子が生まれた男性の非常勤職員（配偶者出産休暇の使用対象である職員に限る。）のうち、令和4年度に配偶者出産休暇を使用した職員の割合は65.4%（17人）、平均使用日数は1.9日となっています。

(注) 「配偶者出産休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員（非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者）に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）。

(2) 育児参加のための休暇

令和4年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、令和4年度に育児参加のための休暇を使用した職員の割合は90.1%（5,062人）（前年度92.7%（5,547人））、平均使用日数は4.5日（前年度4.6日）となっています。

令和4年度に子が生まれた男性の非常勤職員（育児参加のための休暇の使用対象である職員に限る。）のうち、令和4年度に育児参加のための休暇を使用した職員の割合は69.2%（18人）、平均使用日数は4.2日となっています。

(注) 「育児参加のための休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員（非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者）に対し、妻の産前期間から子の出生日以後1年を経過するまでの間に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）。

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

令和4年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、令和4年度に配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した職員の割合は83.7%（4,699人）（前年度87.1%（5,214人））となっています。また、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は95.6%（5,369人）（前年度95.3%（5,704人））となっています。

令和4年度に子が生まれた男性の非常勤職員（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用対象である職員に限る。）のうち、令和4年度に配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した職員の割合は50.0%（13人）となっています。また、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は73.1%（19人）となっています。

（注）「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合と両休暇とも使用した場合のいずれも含まれる。

3 育児短時間勤務の取得状況

令和4年度に令和4年度以前に生まれた子についての最初の育児短時間勤務を取得した常勤職員は、166人（男性26人、女性140人）となっており、前年度に比べ5人増加（男性8人減少、女性13人増加）となっています。また、令和4年度に育児短時間勤務をした期間がある常勤職員は、338人（男性38人、女性300人）となっています。

（注）「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務をすることができる制度。

4 育児時間の取得状況

令和4年度に令和4年度以前に生まれた子についての最初の育児時間（以下「最初の育児時間」という。）を取得した常勤職員は、1,550人（男性210人、女性1,340人）となっており、前年度に比べ107人減少（男性115人減少、女性8人増加）となっています。また、令和4年度に育児時間を取得した期間がある常勤職員は、4,042人（男性388人、女性3,654人）となっています。

令和4年度に最初の育児時間を取得した非常勤職員は、50人（男性2人、女性48人）となっています。また、令和4年度に育児時間を取得した期間がある非常勤職員は、78人（男性2人、女性76人）となっています。

（注）「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子（非常勤職員については3歳に達するまでの子）を養育するため、1日につき2時間まで勤務しないことができる制度（行政執行法人にあっては、これに準ずる制度）。

II 介護休暇等使用実態調査の結果

1 介護休暇の使用者数

令和4年に介護休暇を使用した常勤職員は、232人（男性116人、女性116人）となっており、前年に比べ13人増加（男性10人増加、女性3人増加）となっています。

令和4年度に介護休暇を使用した非常勤職員は、101人（男性8人、女性93人）となっており、前年度に比べ23人増加（男性2人減少、女性25人増加）となっています。

(注)(1) 「介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある家族（以下「要介護者」という。）の介護のため、一の継続する要介護状態ごとに通算して6月の期間内（3回まで分割可。非常勤職員については要介護者ごとに通算して93日の期間内。）で休暇を使用できる制度。

(2) 常勤職員の介護休暇等については、令和4年における使用実態を、非常勤職員の介護休暇等については令和4年度における使用実態を調査している。

介護休暇の使用者数（常勤職員）		(人)		介護休暇の使用者数（非常勤職員）		(人)	
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和4年	232	116	116	令和4年度	101	8	93
令和3年	219	106	113	令和3年度	78	10	68

(注) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態（非常勤職員については複数の要介護者）について介護休暇を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

2 介護時間の使用者数

令和4年に介護時間を使用した常勤職員は、72人（男性27人、女性45人）となっており、前年に比べ8人増加（男性8人増加、女性同数）となっています。

令和4年度に介護時間を使用した非常勤職員は、17人（男性2人、女性15人）となっており、前年度に比べ4人増加（男性1人増加、女性3人増加）となっています。

(注) 「介護時間」は、要介護者の介護のため、一の継続する要介護状態ごと（非常勤職員については要介護者ごと）に連続する3年の期間内で1日につき2時間以内で休暇を使用できる制度。

介護時間の使用者数（常勤職員）		(人)		介護時間の使用者数（非常勤職員）		(人)	
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和4年	72	27	45	令和4年度	17	2	15
令和3年	64	19	45	令和3年度	13	1	12

(注) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態（非常勤職員については複数の要介護者）について介護時間を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

3 短期介護休暇の使用者数

令和4年に短期介護休暇を使用した常勤職員は、4,383人（男性2,904人、女性1,479人）となっており、前回調査（令和2年）に比べ736人増加（男性416人増加、女性320人増加）となっています。

令和4年度に短期介護休暇を使用した非常勤職員は、753人（男性105人、女性648人）となっており、前回調査（令和2年度）に比べ360人増加（男性40人増加、女性320人増加）となっています。

加) となっています。

(注) 「短期介護休暇」は、要介護者の介護等のため、年5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内で休暇を使用できる制度。

短期介護休暇の使用者数（常勤職員） (人)

	全体		
		男性	女性
令和4年	4,383	2,904	1,479
令和2年	3,647	2,488	1,159

短期介護休暇の使用者数（非常勤職員） (人)

	全体		
		男性	女性
令和4年度	753	105	648
令和2年度	393	65	328

(注) 使用者数は、同一の職員が複数の要介護者について短期介護休暇を使用した場合であっても、1人として計上している。

4 職員と要介護者の続柄の状況

常勤職員の介護休暇、介護時間、短期介護休暇のそれぞれについて、職員と要介護者の続柄を見ると、いずれの制度も「父母」が最も多く、介護休暇、介護時間は、次いで「子」、「配偶者」の順、短期介護休暇は、次いで「配偶者」、「子」の順となっています。職員の性別ごとに見ると、男性職員は、いずれの制度も「父母」が最も多くなっています。女性職員について、介護休暇、短期介護休暇は「父母」が、介護時間は「子」が最も多くなっています。

職員と要介護者の続柄別使用者数（介護休暇：常勤職員） (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	232 (100.0%)	41 (17.7%)	125 (53.9%)	63 (27.2%)	2 (0.9%)	0	1 (0.4%)	0
男性	116 (100.0%)	32 (27.6%)	66 (56.9%)	18 (15.5%)	0	0	0	0
女性	116 (100.0%)	9 (7.8%)	59 (50.9%)	45 (38.8%)	2 (1.7%)	0	1 (0.9%)	0

職員と要介護者の続柄別使用者数（介護時間：常勤職員） (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	72 (100.0%)	8 (11.1%)	39 (54.2%)	24 (33.3%)	0	0	1 (1.4%)	0
男性	27 (100.0%)	6 (22.2%)	19 (70.4%)	2 (7.4%)	0	0	0	0
女性	45 (100.0%)	2 (4.4%)	20 (44.4%)	22 (48.9%)	0	0	1 (2.2%)	0

職員と要介護者の続柄別使用者数（短期介護休暇：常勤職員） (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	5,042 (100.0%)	509 (10.1%)	3,687 (73.1%)	500 (9.9%)	222 (4.4%)	57 (1.1%)	66 (1.3%)	1 (0.0%)
男性	3,330 (100.0%)	425 (12.8%)	2,449 (73.5%)	239 (7.2%)	152 (4.6%)	27 (0.8%)	37 (1.1%)	1 (0.0%)
女性	1,712 (100.0%)	84 (4.9%)	1,238 (72.3%)	261 (15.2%)	70 (4.1%)	30 (1.8%)	29 (1.7%)	0

(注)(1) 短期介護休暇の使用者数の合計が「II 3 短期介護休暇の使用者数」における使用者数の合計と異なるのは、同一の職員が異なる要介護者に対し使用した場合があるため。

(2) 各欄の()内は、合計に占める割合。四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある(II 5～8の各表において同じ。)。

5 介護休暇の使用パターンの状況

常勤職員の介護休暇について、使用パターンを見ると、主として全日の休暇を連續して使用した職員の割合は、79.3%となっており、主として断続して使用した職員を合わせると、主として全日の休暇を使用した職員は、93.5%となっています。

介護休暇の使用パターン別使用者数（常勤職員）（人）

合計	主として全日		主として時間	
	主として連続	主として断続	主として連続	主として断続
232 (100.0%)	184 (79.3%)	33 (14.2%)	7 (3.0%)	8 (3.4%)

(注) 「主として全日」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が全日の休暇であったパターン。

「主として時間」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が時間単位の休暇であったパターン。

「主として連続」とは、休暇のおおむね半数以上が2日以上続けて取得したものであったパターン。

「主として断続」とは、休暇のおおむね半数以上が1日以上間を置いて取得したものであったパターン。

6 介護休暇の指定期間の状況

常勤職員の介護休暇について、指定期間の分布状況を見ると、「1月以下」が32.3%と最も多く、次いで「1月超2月以下」が22.0%、「5月超6月以下」が17.2%の順となっています。

(注) 「指定期間」は、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間として各省各府の長が指定する期間。職員はこの指定期間の中で、全日の休暇又は時間単位の休暇を使用。

介護休暇の指定期間別使用者数（常勤職員）（人）

合計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下	うち6月
232 (100.0%)	75 (32.3%)	51 (22.0%)	34 (14.7%)	19 (8.2%)	13 (5.6%)	40 (17.2%)	31 (13.4%)

(注) 指定期間が年をまたぐ場合には、令和4年内における期間だけでなく指定期間全体について計上しており、また、分割して指定している場合には、通算した期間について計上している。

7 介護休暇の分割取得の状況

令和4年に介護休暇を使用した常勤職員のうち、分割取得をした職員の割合は、29.7%となっています。

介護休暇の分割取得の有無別使用者数（常勤職員）（人）

合計	分割取得 あり	分割取得 なし
232 (100.0%)	69 (29.7%)	163 (70.3%)

8 介護休暇使用後の状況

常勤職員について、介護休暇使用後の状況を見ると、職員による介護が不要となった職員は64.1%となっています。引き続き職員の介護が必要な場合、最も多く利用されている制度は短期介護休暇となっています。

介護休暇使用後の状況別使用者数（常勤職員）							(人)
合計	職員による介護が不要						複数回答
	小計	対象者が死亡	対象者が治癒	家族等が介護	介護施設へ入所	その他	
	123 (64.1%)	55 (28.6%)	35 (18.2%)	15 (7.8%)	13 (6.8%)	5 (2.6%)	
引続き職員が介護	引続き職員が介護						
	小計	早出遅出勤務を利用	フレックスタイム制を利用	介護時間を利用	年次休暇を利用	短期介護休暇を利用	欠勤して介護
不明	66 (34.4%)	5 (2.6%)	8 (4.2%)	12 (6.3%)	26 (13.5%)	33 (17.2%)	0 —
							その他 10 (5.2%)
							退職して介護 6 (3.1%)
							不明 3 (1.6%)

(注) 令和5年1月1日以降も引き続き介護休暇を使用している者は含まない。

III 配偶者同行休業実態調査の結果

令和4年度に新たに配偶者同行休業をした常勤職員は、83人（男性9人、女性74人）となっており、前回調査（令和2年度）に比べ27人増加（男性同数、女性27人増加）となっています。また、配偶者の外国滞在事由別に見ると、外国での勤務が64人、大学等での修学が19人となっており、平均休業期間は、1年7月（令和2年度1年10月）となっています。

(注) 「配偶者同行休業」は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度。

		配偶者の外国滞在事由			(人)	
		合計	外国での勤務	事業の経営等	大学等での修学	平均休業期間
全体	83 (56)	64 (48)	0 (0)	19 (8)		1年7月 (1年10月)
男性	9 (9)	6 (7)	0 (0)	3 (2)		
女性	74 (47)	58 (41)	0 (0)	16 (6)		

(注) 各欄の（ ）内は、前回調査（令和2年度）の結果による。

以 上

令和4年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数(A)	令和4年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B)	取得率(%) A/B	新規取得者数(A')	令和4年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B')	取得率(%) A'/B'
会計検査院	16	13	123.1%	11	9	122.2%
人事院	5	6	83.3%	5	4	125.0%
内閣官房	10	19	52.6%	2	2	100.0%
内閣法制局	1	2	50.0%	0	0	—
内閣府	32	51	62.7%	17	18	94.4%
宮内庁	8	17	47.1%	3	4	75.0%
公正取引委員会	24	30	80.0%	11	11	100.0%
警察庁	74	144	51.4%	27	30	90.0%
個人情報保護委員会	1	2	50.0%	0	0	—
カジノ管理委員会	6	8	75.0%	0	0	—
金融庁	29	43	67.4%	13	16	81.3%
消費者庁	5	16	31.3%	1	1	100.0%
デジタル庁	10	15	66.7%	0	0	—
復興庁	4	7	57.1%	0	1	0.0%
総務省	60	85	70.6%	46	46	100.0%
公害等調整委員会	0	0	—	0	0	—
消防庁	1	7	14.3%	0	0	—
法務省	716	1,080	66.3%	297	307	96.7%
出入国在留管理庁	104	110	94.5%	59	56	105.4%
公安審査委員会	0	0	—	0	0	—
公安調査庁	30	40	75.0%	18	18	100.0%
外務省	62	148	41.9%	61	63	96.8%
財務省	272	338	80.5%	137	140	97.9%
国税庁	1,118	1,207	92.6%	542	541	100.2%
文部科学省	17	53	32.1%	13	15	86.7%
スポーツ庁	2	6	33.3%	1	1	100.0%
文化庁	3	7	42.9%	3	3	100.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	433	468	92.5%	201	204	98.5%
農林水産省	100	123	81.3%	75	73	102.7%
林野庁	33	65	50.8%	18	18	100.0%
水産庁	7	6	116.7%	4	4	100.0%
経済産業省	59	88	67.0%	48	45	106.7%
資源エネルギー庁	10	13	76.9%	3	3	100.0%
特許庁	45	49	91.8%	28	30	93.3%
中小企業庁	5	11	45.5%	2	2	100.0%
国土交通省	405	608	66.6%	195	199	98.0%
観光庁	4	4	100.0%	1	1	100.0%
気象庁	59	66	89.4%	15	16	93.8%
運輸安全委員会	0	1	0.0%	0	0	—
海上保安庁	193	499	38.7%	66	64	103.1%
環境省	17	33	51.5%	16	13	123.1%
原子力規制庁	12	15	80.0%	5	6	83.3%
防衛省	1	1	100.0%	0	0	—
小計	3,993	5,504	72.5%	1,944	1,964	99.0%
独立行政法人国立公文書館	0	0	—	0	0	—
独立行政法人統計センター	6	11	54.5%	7	5	140.0%
独立行政法人造幣局	6	10	60.0%	1	1	100.0%
独立行政法人国立印刷局	40	58	69.0%	17	17	100.0%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	5	8	62.5%	5	5	100.0%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	5	6	83.3%	5	5	100.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	2	2	100.0%	7	7	100.0%
小計	64	95	67.4%	42	40	105.0%
総計	4,057	5,599	72.5%	1,986	2,004	99.1%

(注) 1 「新規取得者数」とは、令和4年度に令和4年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した職員数をいう。

2 「令和4年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」とは、同年度中に子が出生した職員で、臨時の任用職員並びに育児休業、配偶者同行休業又は産前・産後休暇に伴う任期付職員並びに勤務延長職員以外の者をいう。

3 「取得率」は、「令和4年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」に対する「新規取得者数」の割合。「新規取得者数」には、令和3年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和4年度になって当該子についての最初の育児休業を取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

令和4年度における一般職国家公務員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

	令和4年度 中に子が生 まれた男性 職員数(A)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び 育児参加のための休暇	
		(A)のうち配 偶者出産休 暇を使用し た職員数 (B)	使用率(%) B/A	(A)のうち育 児参加のた めの休暇を 使用した職 員数(B')	使用率(%) B'/A	(A)のうち合 わせて5日 以上の休暇 を取得した 職員数(C)	使用率(%) C/A
会計検査院	13	13	100.0%	13	100.0%	12	92.3%
人事院	6	5	83.3%	5	83.3%	4	66.7%
内閣官房	19	19	100.0%	18	94.7%	17	89.5%
内閣法制局	2	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
内閣府	51	41	80.4%	42	82.4%	37	72.5%
宮内庁	17	16	94.1%	16	94.1%	15	88.2%
公正取引委員会	30	30	100.0%	30	100.0%	25	83.3%
警察庁	144	135	93.8%	135	93.8%	124	86.1%
個人情報保護委員会	2	1	50.0%	2	100.0%	0	0.0%
カジノ管理委員会	8	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%
金融庁	43	34	79.1%	32	74.4%	26	60.5%
消費者庁	16	15	93.8%	12	75.0%	10	62.5%
デジタル庁	15	7	46.7%	9	60.0%	9	60.0%
復興庁	7	7	100.0%	6	85.7%	6	85.7%
総務省	85	78	91.8%	73	85.9%	67	78.8%
公害等調整委員会	0	0	-	0	-	0	-
消防庁	7	6	85.7%	5	71.4%	2	28.6%
法務省	1,080	1,022	94.6%	1,008	93.3%	951	88.1%
出入国在留管理庁	110	94	85.5%	97	88.2%	82	74.5%
公安審査委員会	0	0	-	0	-	0	-
公安調査庁	40	39	97.5%	35	87.5%	31	77.5%
外務省	148	61	41.2%	65	43.9%	58	39.2%
財務省	338	317	93.8%	306	90.5%	283	83.7%
国税庁	1,207	1,171	97.0%	1,140	94.4%	1,083	89.7%
文部科学省	53	43	81.1%	35	66.0%	32	60.4%
スポーツ庁	6	6	100.0%	3	50.0%	3	50.0%
文化庁	7	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	469	432	92.1%	419	89.3%	395	84.2%
農林水産省	123	106	86.2%	113	91.9%	94	76.4%
林野庁	65	54	83.1%	50	76.9%	42	64.6%
水産庁	9	8	88.9%	9	100.0%	9	100.0%
経済産業省	88	77	87.5%	78	88.6%	64	72.7%
資源エネルギー庁	13	8	61.5%	11	84.6%	10	76.9%
特許庁	49	47	95.9%	43	87.8%	42	85.7%
中小企業庁	11	8	72.7%	8	72.7%	7	63.6%
国土交通省	621	580	93.4%	555	89.4%	499	80.4%
観光庁	4	4	100.0%	4	100.0%	3	75.0%
気象庁	66	59	89.4%	63	95.5%	58	87.9%
運輸安全委員会	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
海上保安庁	499	476	95.4%	479	96.0%	468	93.8%
環境省	33	27	81.8%	28	84.8%	22	66.7%
原子力規制庁	15	15	100.0%	14	93.3%	14	93.3%
防衛省	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
小計	5,521	5,080	92.0%	4,979	90.2%	4,622	83.7%
独立行政法人国立公文書館	0	0	-	0	-	0	-
独立行政法人統計センター	11	9	81.8%	8	72.7%	7	63.6%
独立行政法人造幣局	11	11	100.0%	7	63.6%	5	45.5%
独立行政法人国印印刷局	58	57	98.3%	53	91.4%	52	89.7%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	8	8	100.0%	7	87.5%	6	75.0%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	6	6	100.0%	6	100.0%	5	83.3%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
小計	96	93	96.9%	83	86.5%	77	80.2%
総計	5,617	5,173	92.1%	5,062	90.1%	4,699	83.7%